

# わが国株式会社財務諸表制度：その沿革と課題

久野秀男

## 目次

- |  |  |
|--|--|
| I. わが国最初の株式会社財務諸表：問題の発端  | 7. 「銀行法施行細則・付属雛形」の「損益計算書」にみられた改訂<br>——商法・「計算書類規則」の「損益計算書」の先駆：それでも欠陥は残った——              |
| II. わが国株式会社財務諸表体系の問題点：原始商法制定の前                                     | 8. 商法・「計算書類規則」の「損益計算書」批判   |
| 1. 「配当宣言財務諸表体系」における「完全体系」と「跛行(脚)体系」                                | 9. 「処分財源調整計算」領域の分離と結合  |
| 2. 「提示型」( <i>proposed type</i> )体系と「宣言型」( <i>declared type</i> )体系 | 10. 「総勘定元帳」(会計記録)と「財務諸表」(会計報告)   |
| 3. 「アカウントビリティの空白地帯」の論旨とその矛盾  | III. 第三の財務表「当期末処分利益(金)計算書」(仮称)の提案  |
| 4. 貸借対照表：「利益金処分済(後)」と「利益金処分前」                                      | IV. 「会計報告書」( <i>Accounting Reports</i> )に関する各国(英・米・独・日)の用語の比較——これらの用語の基底にある基本的観念はなにか—— |
| 5. 原始商法の制定とその一部実施：「利益金処分権限」の帰属と財務諸表体系                              |  |
| 6. 「銀行条例施行細則・付属雛形」の「損益計算書」の致命的欠陥                                   |  |

## I. わが国最初の株式会社財務諸表：問題の発端

わが国で最初の完備した「株式会社」は、明治六年七月二十日に仮開業免状を、さらに同三十一日に本免状をそれぞれ大蔵省紙幣頭から交付され、同年八月一日に開業式を挙行した第一国立銀行であった。ここにいう「完備した」とは、株式を発行して自己資本を調

達していること、当該株式が流通すること、最高意志決定機関としての株主総会が存在すること、さらに執行機関としての取締役会が存在することを意味する。

第一国立銀行の第一季(期)は、その考課状に「当銀行勘定ノ起算ハ明治六年七月一日ヨリ相立ヘキ旨取締役之ヲ決議イタシ候」とあり、明治六年七月一日から同年十二月三十一日までの明治六年下半季(期)であった。

大蔵省紙幣寮は、明治六年十二月二十四日

に、付属計表・書式の適否を第一国立銀行に諮問して編成した「国立銀行定期報告差出方規則」を定めた。この規則の「第一書式」から「第八書式」までは、本邦最初の財務諸表等の「法定雛形」となったものである。

この「第二書式」・「第一国立銀行半季実際報告」は、「利益金処分前」の時点で作成されたわが国で最初の「貸借対照表」(Balance Sheet, *pre-appropriated*)である。また、「第五書式」(甲・乙)は、わが国で最初の Profit and Loss Account, *Detailed Form* であり、「損益計算」・「処分財源調整(加減)計算」・「利益金処分計算」の悉くを網羅した英国型の「完全結合計算書」である。ただし、このときは第一回であるから「前半季」それ自体がなく、「前半季繰越高」がないので「処分財源調整(前期繰越利益の加算)計算」はない。また、財務諸表の体系としては「提示型」(*proposed type*)をとっているので、「利益金処分計算」の部分は、それを「提示」しているのであって、処分が確定したものではない。『両報告』の実況は、右のとおりである。

「半季実際報告」の注目すべき諸点は、次掲のとおりである。

(i) 「実際報告」という名称は、おそらく Statement of Affairs に由来するものと思われる。

(ii) いわゆる「大陸式」の様式であるが、「大陸式」・「英国式」を考察する場合には、とくにこの時期は西洋の貸借観念と異なる日本人の貸借観念を考慮に入れねばならぬ。

(iii) 「創業入費」が借方側の大科目の2番目に掲示されている。ただし金額の記載はない。他方、「半季利益金割合報告」(甲)の借方側および「同報告」(乙)の左側(とくに借方の符号はない)の第1番目の大科目「諸入費」の冒頭には「創業入費」6,096円35銭が計上されている。「第二書式」を定めた大蔵省としては、「法定雛形」として「創業(入)費」を資産(繰延資産)計上させる

第一国立銀行半季実際報告

摘要	金額	種別	摘要	金額	種別
現金	1,000.00		現金	1,000.00	
預金	1,000.00		預金	1,000.00	
貸付金	1,000.00		貸付金	1,000.00	
借入金	1,000.00		借入金	1,000.00	
資本金	1,000.00		資本金	1,000.00	
準備金	1,000.00		準備金	1,000.00	

明治三十年三月三十一日  
第一国立銀行 報告書

第三書式

第一国立銀行半季利益金割合報告

摘要	金額	種別	摘要	金額	種別
諸入費	6,096.35		諸入費	6,096.35	
諸出費	1,000.00		諸出費	1,000.00	
繰越利益	1,000.00		繰越利益	1,000.00	
利益金	4,096.35		利益金	4,096.35	
利益金割合	67.3%		利益金割合	67.3%	

明治三十年三月三十一日  
第一国立銀行 報告書

第五書式

第一国立銀行半季利益金割合報告

摘要	金額	種別	摘要	金額	種別
諸入費	6,096.35		諸入費	6,096.35	
諸出費	1,000.00		諸出費	1,000.00	
繰越利益	1,000.00		繰越利益	1,000.00	
利益金	4,096.35		利益金	4,096.35	
利益金割合	67.3%		利益金割合	67.3%	

明治三十年三月三十一日  
第一国立銀行 報告書

第六書式

意図があったことは確かである。事実、後の多数の国立銀行は、「創業入費」を資産に計上し利益金処分により「償（消）却」している。

- (二) 金額欄を「内訳欄」(*interior column*)と「本欄」(*exterior column*)とに区別している。「第二書式」と「第五書式」(乙)では、前者を「金額」、後者を「総計」としている。「第五書式」(甲)では、前者を「内訳」、後者を「総計」としている。
- (三) 最も注目すべきは、貸方側の末尾である。この「利益金処分前貸借対照表」の負債・資本側の末尾に「純益金」の内訳(科目)として、「別段積立金」11,271円24銭、「割賦金」54,918円、「後半季繰込」27,362円04銭が掲示されている。ただしそれらの金額欄に注目されたい。「内訳欄」(*interior column*)の記載である。この「貸借対照表」の貸借は、「本欄」(*exterior column*)の「純益金」93,551円28銭でバランスしているのであって、「後半季繰込」27,362円04銭によってではない。この点が重要である。
- (四) 「当期末処分利益(金)」(この銀行の場合では第一回ゆえ「純益金」)の金額を「本欄」(*exterior column*)に計上し、「利益金処分」の「提示」(*proposed*)の金額を「内訳欄」(*interior column*)に掲示するケースは、英国やドイツではおおくみられる。これらのケースは、いずれも、“*proposed distribution*”であって、「利益金処分」を「宣言」(*declared*)し実行したわけではないのである。とくに強調する。
- (五) わが国ではとくに知られたハットフィールド『近代会計学』(H. R. Hatfield, *Modern Accounting*, 1909)にも、レーム『株式会社財務諸表論』(H. Rehm, *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften*, 1903)から引用して、ドイツの事例でこの種の貸借対照表を紹介している。

わが国財務諸表制度史の「通説」(ともみるべきもの)は、上記の(三)~(五)に関連して、首肯し難い誤りを犯している。「半季実際報告」の貸方側の末尾および「半季利益金割合報告」の借方側(左側)の末尾に掲示された「利益金処分項目」をみて、その貸借対照表が「利益金処分済(後)」のものであると誤認したのである。「半季利益金割合報告」の「利益金処分計算」も「提示」(*proposed*)ではなく「宣言」(*declared*)であるとした。そこで「通説」では、『両報告』をもって「配当宣言型財務諸表」の体系と誤解したのである。「通説」は、さらに誤りを重ねていくのであるが、そのそもそもの「ボタンの掛け違い」は、ここに始まるのである。

「半季実際報告」は、「利益金処分済(後)貸借対照表」ではない。ごく常識的に考えても、「利益金処分済(後)」ならば、「割賦金(配当金)」を現金で支払済のケースを考えると現金の形態の資産が減少して「割賦金」はその姿を消しているはずであるし、支払い未済ならば「抵当金」という大科目の内訳として「仕払未済割賦金」54,918円となるはずである。「別段積立金」11,271円24銭にしても、「利益金処分済(後)」ならば資本の部に掲示される筈であり、現に今回の「半季実際報告」にそのとおりみえている。「利益金処分済(後)貸借対照表」であれば、その貸方側の末尾が「次期繰越利益」(後半季繰越高)となるのは、これはもう常識であろう。

「通説」での誤りは、さらに次の二つの局面に拡大していく。

第一に、英国の影響下にわが国に導入された財務諸表の体系は、「宣言型」(処分済型)のもの、それだけであると誤認したこと。つまり、国立銀行その他の先駆的株式会社のすべてが「配当宣言型財務諸表」の体系であると誤認した。これは、後に実証して明らかにするように事実と反する。英国の財務諸表の体系が専ら「宣言型」(処分済型)とするの

も同様に事実誤認である。後に述べるように、わが国に導入された財務諸表の体系は、もともと二元的なものであって、筆者(久野)のいう「提示型」(*proposed type*)ないし「未処分型」と、「宣言型」(*declared type*)ないし「処分済型」とがあったのである。これら二つのタイプは、英国でもみられる。

第二に、明治十年六月の「法定雛形」の改訂以後、国立銀行の「宣言型」としての財務諸表の「完全体系」が崩れて「通説」のいう「跛行(脚)体系」に移行し、その結果、国立銀行以外の先駆的株式会社(国策会社)の「宣言型」の完全体系と並行して、「宣言型」ないし「配当宣言型」として英国から導入された財務諸表の体系が、「完全体系」と「跛行(脚)体系」とに二元化した。「通説」はこのように理解した。しかし、「通説」のいう「跛行(脚)体系への移行」という事実はない。国立銀行の財務諸表にみられた「跛行(脚)体系」なるものは、わが国財務諸表制度史上あったためしがない。現実的にも、理論的にも、かかる体系の「跛行(脚)化」の現象は起こりえない。後に実証する。

「半季利益金割合報告」の注目すべき諸点は、次掲のとおりである。

- (イ) 「第五書式」のこの報告には、甲と乙との別がある。第二回決算では、それぞれ、第七号と第八号として継承されるが、第三回以降は、かかる二種類の「半季利益金割合報告」が作成されたことはない。第一・二回だけである。
- (ロ) 甲と乙とでは、内容が異なる。甲では、「諸役員褒賞金」19,161円10銭を「利益金処分(提示)」で処理している。乙では、大科目の「諸入費」(収益)の内訳科目で「賞金」19,161円10銭としている。
- (ハ) 「半季実際報告」と一対をなすものは「半季利益金割合報告」(乙)である。両者がともに手書きのものであるといった形式だ

けではなく、その内容的にみてもそうである。乙で「諸入費」・「賞金」19,161円10銭を費用計上したことと対応して、「半季実際報告」の貸方側の「抵当金」の内訳科目として「仕払未済賞金」19,161円10銭が報告されている。甲の場合と正確に対応させる場合には、「半季実際報告」には、まだ「仕払未済諸役員褒賞金」は姿を現わしてはいないはずである。

- (ニ) 「通説」では、甲を「結合計算書」、乙を「混合計算書」であるとしている。これもまた奇妙な観察である。この「結合」と「混合」という発想は、後の制度史上では、重要な意味をもつのであるが、この第一回決算に関するかぎり、まったく当を得ない。甲の場合に「前半期繰越高」という「処分財源調整項目」(加算)がないから、この「資本計算項目」と「損益計算項目」との「混合」が生じていないというのであるが、第一回決算である以上、「前季(期)」そのものがないわけである。乙の場合に「前半期繰越高」があるといっても、項目だけで金額の揭示はもとよりある筈がない。「混合」という問題は起こりえない。次期以降はどうか。同様に「混合」は起こらない。「前半期繰越高」と「利益」(収益)のグループとは、はっきりと区別されている。「利益」(収益)の内訳科目として「前期繰越高」が混入しているような場合には、「結合計算書」ではなくて「混合計算書」である。事実、後には「混合」の典型的な事例が「普通銀行・損益表(損益計算書)雛形」にみられた。

ここでは、制度史上重要な意味があるので、「結合計算書」と「混合計算書」とを正確に定義しておく。

「損益計算」・「処分財源調整(加減)計算」・「利益金処分計算」の悉くを網羅し、かつ明確に区分したものを「損益および利益金処分

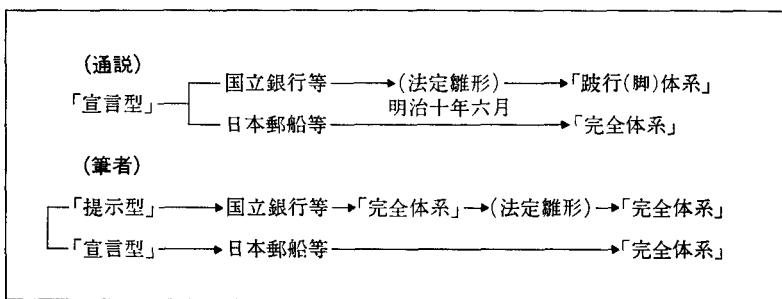
結合計算書」という。英国では、Profit and Loss Account の *Detailed Form* がこれである。この場合、「処分財源調整項目」（前期繰越利益、積立金取崩高のような加算項目および中間配当、中間配当積立金のような減算項目）が、つまりかかる「資本計算項目」が、無原則に「損益計算」の領域に混入しているような場合を「損益および利益金処分混合計算書」という。かかる「資本計算項目」が「損益計算」の領域から明確に区別されている様

式のを「損益および利益金処分結合計算書」という。

II. わが国株式会社財務諸表体系の問題点：原始商法制定の前後

1. 「配当宣言財務諸表体系」における「完全体系」と「跛行（脚）体系」

「通説」では、前述したように、国立銀行とその影響下にあった諸会社ならびに日本郵



第億国立銀行半季實際報告

借方			貸方		
摘要	金額	総計	摘要	金額	総計
明治三十一年三月三十一日			明治三十一年三月三十一日		
資本	1,000,000.00		資本	1,000,000.00	
積立金	1,000,000.00		積立金	1,000,000.00	
...	...	...	...	...	...
借入金	1,000,000.00		借入金	1,000,000.00	
...	...	...	...	...	...
現金	1,000,000.00	1,000,000.00	現金	1,000,000.00	1,000,000.00
...	...	...	...	...	...

明治三十一年三月三十一日  
大坂第億国立銀行頭取  
鶴岡龜吉  
支配人  
松下梅藏

船会社に代表されるような諸国策会社が、ともに、英国の「配当宣言型財務諸表体系」（つまり「宣言型」の体系）をそのまま導入しているとしたうえで、明治二十三年三月の原始商法制定（同二十六年七月、一部実施）以前までの時期をつうじてみると、後者が一貫して「宣言型」としての「完全体系」を堅持してきたのに対して、国立銀行等の場合では、明治十年六月の「法定雛形」の改訂を機として、「完全体系」から「跛行（脚）体系」に転じたとするのである。

前述したところを整理して、筆者（久野）の考えをあわせてシユマとして示すと、前頁上段のとおりである。

「通説」のいう「跛行（脚）体系」とはなにか。

「貸借対照表」（国立銀行の「半季実際報告」と「損益および利益金処分（提示もしくは宣言）結合計算書」との体系において、いわゆる「跛行（脚）化」の現象はいかなる場合に認められるというのであろうか。およそ考えられるとしたら、（ただし現実的にはありえないが）次のとおりであろう。

（その1）「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分（宣言）結合計算書」とのペア

（その2）「利益金処分済（後）貸借対照表」と「損益および利益金処分（提示）結合計算書」とのペア

「通説」のいう「完全体系」とはなにか。「配当宣言型財務諸表体系」に即していえば、「宣言型」の「完全体系」とは、次のとおりである。

(A) 「利益金処分済（後）貸借対照表」と「損益および利益金処分（宣言）結合計算書」

筆者（久野）のいう「提示型」の「完全体系」とは、次のとおりである。

(B) 「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分（提示）結合計算書」

「通説」は、国立銀行の場合、「法定雛形」の前・後で、(A)の「完全体系」から（その1）の「跛行（脚）体系」に変わったというのである。この奇妙なロジックはどこからくるのか。

つまりはこういうことなのである。「法定雛形」の改訂を機として、貸借対照表が「利益金処分済（後）」のものから「利益金処分前」のものに変わっているのに、どういうわけか、「結合計算書」のほうは、「それまで通りの、配当宣言型のままである」という認識なのである。

「通説」は、ここに二重の誤りを犯しているのである。

第一に、「法定雛形」の「半季実際報告」は、前頁下段のとおりであり、「利益金処分前」の貸借対照表であることは、一目瞭然である。

しかし、前述したように、第一国立銀行・第一回決算の「半季実際報告」は、貸方側の末尾に「利益金処分項目」を掲示し、その金額を「内訳欄」（*interior column*）に計上しているとはいえ、利益金の処分が「宣言」されているわけでもないし、まして実行されているわけでもない。「利益金処分前貸借対照表」であることには、前述のように疑問の余地がない。事後、「法定雛形」にいたる間の推移については、次項で明らかにする。つまり、国立銀行の「半季実際報告」は、一貫して「利益金処分前」のものであった。「法定雛形」を境にして、「利益金処分済（後）」のものから「利益金処分前」のものにかわったという事実は、まったく認められない。

第二に、これはあくまで仮定の問題であるが、「法定雛形」を境にして、「半季実際報告」が、「利益金処分済（後）」のものから「利益金処分前」のものに変わったとして、その場合、これとペアをなす「半季利益金割合報告」が、「それまで通りの、配当宣言型のままである」という「通説」の解釈がどうして成り

立つのか。筆者（久野）には理解に苦しむ。「配当宣言型」のままではある筈がない。当然、「配当提示型」、つまり筆者（久野）のいう「提示型」に移行するものと理解して然るべきである。

「通説」のいういわゆる「跛行（脚）体系」なるものは、理論的にもありえないし、現実的にも存在しなかった。従って、「通説」のいう「跛行（脚）体系」が「後世に深刻な影響をもった」こともないし、「通説」のいういわゆる「アカウントビリティーの空白地帯をもたらした」という事実も認められない。「アカウントビリティーの空白地帯」の議論は別に述べる。

## 2. 「提示型」(proposed type) 体系と「宣言型」(declared type) 体系

およそ財務諸表の「体系」に、「完全体系」と「跛行（脚）体系」との別がある筈がない。「提示型」にしる「宣言型」にしる、それぞれの「体系」に、「跛行（脚）化」の現象が起こる筈がない。すべてが「完全体系」であり、ことさらに「完全」という必要はない。それぞれに、「提示型」としての「体系」であり、「宣言型」としての「体系」である。

## 3. 「アカウントビリティーの空白地帯」の論旨とその矛盾

「アカウントビリティーの空白地帯」という「通説」の批判ないし非難は、「半季利益金割合報告」を一貫して「損益および利益金処分（宣言）結合計算書」であるとする前提に立っている。そこで、「法定雛形」の以前であると、「半季実際報告」を「利益金処分（後）貸借対照表」であるとしているから（これは誤りであるが）、「損益および利益金処分結合計算書」は、確定しかつ実行された（と誤って考えられた）利益金処分計算の領域を「結合」したものとされている。

「空白地帯」という発想（むしろ非難）は、

わかりやすく具体的にいうと、「会計記録」（この場合、とくに「総勘定元帳」の記録）に結びついていない、「足をおろしていない」という意味のようである。「通説」の批判ないし非難は、つまりはこうである。

「法定雛形」によって、「貸借対照表」は利益金処分前のもに移行した。「損益および利益金処分結合計算書」は、今までどおりの配当宣言型である。とすれば、この結合計算書の利益金処分計算の部分は、当然「会計記録」に「足をおろして」然るべきものである。然るに「利益金処分前貸借対照表」との兼ね合いでは、利益金処分は「議案」（案件）の段階にある。未記帳の状態であり「会計記録」は空白の状態にある。これが「通説」のいう「アカウントビリティーの空白地帯」ということの意味である。これはまことに奇妙なロジックである。この奇妙なロジックは、一体どこからきたものであろうか。

それは、「通説」が英国の財務諸表体系を専ら「宣言型」として捉えたことに始まるのである。ここに第一の事実誤認があった。英国では、利益金処分の権限が「株主総会」に帰属するか、それとも「取締役会」に帰属するかは、会社定款によって決まる。従って、その結果、「提示型」になることもあれば、「宣言型」になることもある。第二の事実誤認は、わが国に「宣言型」のものだけが導入されたとしたことである。「宣言型」の場合、貸借対照表にしても結合計算書にしても、いずれも「会計記録」に「足をおろした」ものであり、「アカウントビリティーの空白地帯」は存在しない。第三の事実誤認は、「法定雛形」以後、「貸借対照表が、利益金処分（後）のものから利益金処分前のもに変わった」としたことである。そこで、「提示型」の存在をまったく知らない「通説」の立場からすると、あくまで「宣言型」だけを考えているのであるから、「結合計算書」のうちの「利益金処分財源調整計算」・「利益金処分計算」の

領域、あるいは「利益金処分計算」の領域は、会計報告書から除外されて然るべきものと考えるのであろう。そして、それは誠に尤もな考えであるといえる。そこで、あくまで「宣言型」だけを考えたうえで「結合計算書」を考察すると、「利益金処分計算」の領域に「会計記録」に「足をおろしていない」部分が認められ、「アカウントビリティーの空白地帯」という非難ないし批判をしているわけである。しかし、ひとたびひるがえって「提示型」の「結合計算書」という理解に立てば、かかる非難ないし批判が、まったくの見当違いであることは自明である。「提示型」の場合は、「利益金処分」は、もとよりこれを提示（案）しているのであるから、「会計記録」（総勘定元帳）に未記帳となるのはいうまでもないことであり、これを以て批判ないし非難されるべきいわれはない。

#### 4. 貸借対照表：「利益金処分済（後）」と「利益金処分前」

第一国立銀行・第一回決算の「半季実際報告」を、「利益金処分済（後）貸借対照表」であるとした「通説」の誤りは、貸方側末尾の「純益金」（処分可能利益）とその処分（提示・予定）項目の報告様式を誤認したことにあつた。この点についてはすでに述べた。

第一回決算の「半季実際報告」だけを見ても、「利益金処分済（後）貸借対照表」でないことは解るのであるが、爾後の「法定雛形」にいたるまでの第一国立銀行・「半季実際報告」の推移をみると、より明確に一貫して「利益金処分前貸借対照表」であったことが確認できる。「通説」では、この間の数季（期）に亘るプロセスの解明をまったく怠っている。第一国立銀行・第一回決算の「半季実際報告」と「法定雛形」・「半季実際報告」とを比較して論じているだけである。「資料」の収集が極端に不足している。

詳細な「資料」による実証は、別著『わが

国財務諸表制度生成史の研究』（学習院大学研究叢書 15）に譲り、ここでは結論を急ぐ。明治九年上半季では、処分（提示）項目の記載はあるが、内訳欄に金額の記載をしなくなる。正確にいうと、「営業用戻入」（減価償却）と「賞与金」の取り扱いにつき、「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」とで相違がでてきたため、金額を書こうにも書けなくなったという事情がある。ついで、明治九年下半季では、処分（提示）項目の記載もしなくなるのである。その翌季の明治十年上半季（第八回）に「法定雛形」に準拠したものとなる。

明治九年下半季  
純益金（注、当期末処分利益）  
円  
196,729・061

明治十年上半季  
損益勘定（注、当期末処分利益）  
円  
当半季利益金 53,605・438  
前半季繰越高 22,465・839  
前半季繰越滞貸準備 70,000 | 24,071・277

このように比較してみれば、ともに「利益金処分前」のものであることは、一目瞭然であろう。「純益金」と「損益勘定」とでは、用語の相違があるだけで、ともに現代用語でいえば「当期末処分利益」である。「半季実際報告」という名の貸借対照表は、いずれの場合でも、「利益金処分前」のものである。

#### 5. 原始商法の制定とその一部実施：「利益金処分権限」の帰属と財務諸表体系

米国の場合であると、「利益金処分」は一般に“declaration”「宣言」のかたちをとっており、「取締役会」の専管事項となっている。英国の場合は、前述したように、定款次第で、「株主総会」の権限となることもあり、「取締役会」の専管事項となることもある。明治二十三年三月制定、同二十六年七月に一部実施のわが国の原始商法は、第二百条で次



のように定めた。

第二百条 通常総会ハ毎年少ナクトモ一回  
定款ニ定メタル時ニ於テ之ヲ開キ其総会  
ニ於テハ前事業年度ノ計算書、財産目  
録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ  
配当金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ其決議ヲ  
為ス

株主総会に提出してその承認決議を受けるべきものに、「利息又ハ配当金ノ分配案」がみえている。「利益金処分議案」(案件)である。利益金処分の権限が「株主総会」にあることは明確である。

「宣言型」の財務諸表体系を漫然と維持することは、明らかに商法違反となる。これは確かである。そこで、たとえば小野田セメント製造株式会社のように、商法の一部実施を持たずに、原始商法の制定とともに、いち早く「利益金処分前貸借対照表」に切り替え、同時に、「結合計算書」をやめて「処分財源調整計算」の領域と「利益金処分計算」の領域とを「利益金処分議案」に移した会社がある。あるいは、日本郵船株式会社のように、商法一部実施の翌年に同様の措置をとった会社もあった。いずれにしても原始商法への対応は、敏速であり果敢であった。

「提示型」の財務諸表体系の場合はどうか。これが問題であった。

明治も三十年代に入ると、国立銀行は営業期限が満期となり、普通銀行に転換していく。普通銀行に「銀行条例」・「銀行条例施行細則」が適用されることになるのであるが、この施行細則付属雛形にみられる「損益表」(昭和三十二年三月改正商法以後は「損益計算書」と改称)は、依然として「混合計算書」の構造をもったものであった。「結合計算書」といわずに、あえて「混合計算書」としたのは、右のような様式のものであったからである。

「前期繰越益(又ハ損)」あるいは「前期繰

越」が、損益計算の領域に「混入」しているからである。整然と区別してある「結合計算書」とはいえない。国立銀行時代からみて、明らかに退歩であるといわざるをえない。

施行細則付属雛形で、「提示型」の「結合計算書」、正確にいえば「混合計算書」としての構造をもった「損益表」ないし「損益計算書」を堅持したのは何故か。おそらくそれは、「利益金処分」の領域に関し「提示」(*proposed*)である以上、商法違反にはならないと考えたのであろう。

この財務諸表の体系は、大正五年六月・大蔵省令第十号の「銀行条例」・「銀行条例施行細則」の全面的改正によって、抜本的に改められることになる。

即ち、国立銀行以来の伝統的な「結合計算書」が、「損益計算書」と「準備金及利益ノ配当ニ関スル書面」へ分離したのである。

この分離にあたって、決定的ともいえるミス进行しているのである。

損 益 表  
明治何年何月何日

			損 失	増 加	利 益
一 前期繰越益(又ハ損)					
社 団	貸 借 対 照 表				
	預 金				
	貸 付 金				
	債 権				
	債 務				
	純 資 本				
	当 期 利 益				
二 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
三 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
四 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
五 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
六 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
七 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
八 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
九 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十一 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十二 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十三 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十四 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十五 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十六 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十七 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十八 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
十九 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
二十 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
二十 当期の損益					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
合計					
前 期 繰 越 益 (又ハ 損)					
前 期 繰 越 損 (又ハ 益)					
合計					

(明治26年5月・銀行条例施行細則附属雛形)

6. 「銀行条例施行細則・付属離形」の「損益計算書」の致命的欠陥

大正五年六月大蔵省令第十号によって全面的に改正された「銀行条例施行細則・付属離形」の「損益計算書」には、致命的な欠陥がある。従来の「損益表」ないし「損益計算書」は、すでに述べたように「損益および利益金処分混合計算書」であった。これを改正し、「利益金処分計算」の部分で「準備金及利益ノ配当ニ関スル書面」として分離・独立させることになったのであるが、そしてこのこと自体は、妥当な改正であったが、この分離・独立に際して、「前期繰越金」を「利益」(収益)の側に残したのである。「前期繰越金」

は、いうまでもなく「資本項目」であって「損益項目」ではない。このために、このいわゆる「損益計算書」の最終差額である「当期純益金」は、「当期に発生した当期純利益金」ではなくて、「当期末における処分可能利益金」に他ならないのである。

この「損益計算書」は、本来の「損益計算書」ではない。「損益および処分財源調整(この場合では、加算)混合計算書」である。「処分財源調整計算」が「損益計算」の領域に混入しているのである。

第何期自 年 月 日 進備金及利益ノ配当ニ関スル書面

何 縣 府 何 郡 市 何 町 何 村 何 番 地 何 行

一、当期純益金の何箇也ヲ成分スト左ノ如シ

法 定 準 備 金	何
何 積 立 金	何
賞 與 金	何
配 當 金	何
後 期 繰 越 金	何
右ノ總額也	何

第何期自 年 月 日 損益計算書

何 縣 府 何 郡 市 何 町 何 村 何 番 地 何 行

利 益	金 額	損 失	金 額
利 息		利 息	
手 引 料		手 引 料	
有 價 証券 利息		外 國 爲 替 買 損	
株 式 配 當 金		外 國 爲 替 買 損	
外 國 爲 替 買 益		外 國 爲 替 買 損	
何 積 立 金		外 國 爲 替 買 損	
前 期 繰 越 金		外 國 爲 替 買 損	
合 計		外 國 爲 替 買 損	

第何期昭和 年 月 日 進備金及利益ノ配当ニ関スル書面

何 縣 府 何 郡 市 何 町 何 村 何 番 地 何 行

当期純利益金

前期繰越利益金

合計当期利益金

之ヲ成分スト左ノ如シ

法 定 準 備 金	何
何 積 立 金	何
賞 與 金	何
配 當 金	何
後 期 繰 越 金	何
右ノ總額也	何

第何期昭和 年 月 日 損益計算書

何 縣 府 何 郡 市 何 町 何 村 何 番 地 何 行

(備考) 本計算書ニハ本店及各支店間並各支店相互間ニ於ケル利息其ノ他ノ損益ヲ控除シテ記載スヘシ

利 益	金 額	損 失	金 額
貸 付 金 利 息		預 借 金 利 息	
有 價 証券 利息		支 拂 引 料	
受 入 手 引 料		支 拂 引 料	
株 式 配 當 金		支 拂 引 料	
外 國 爲 替 買 益		支 拂 引 料	
外 國 爲 替 買 損		支 拂 引 料	
何 積 立 金		支 拂 引 料	
前 期 繰 越 金		支 拂 引 料	
合 計		支 拂 引 料	

## 7. 「銀行法施行細則・付属雛形」の「損益計算書」にみられた改訂

——商法・「計算書類規則」の「損益計算書」の先駆：それでも欠陥は残った——

昭和三年三月実施の「銀行法施行細則・付属雛形」の「損益計算書」は、旧雛形が「混合計算書」であったのに比べて、明らかに一步の前進であった。新・旧の「損益計算書」・「準備金及利益ノ配当ニ関スル書面」を比較して示そう。前頁のとおりである。

大正五年「銀行条例」最後の改訂による旧雛形の「損益計算書」が、前期繰越利益（資本項目）を「利益」（収益）側に混入している「損益および処分財源調整（この場合は加算）混合計算書」であるのに対して、昭和三年「銀行法」の新雛形の「損益計算書」は、「損益計算」の領域と「処分財源調整計算」の領域とを、明確に区別している。「損益および処分財源調整結合計算書」である。さらに、「処分財源調整計算項目」として、「前期繰越金」のほかに「何積立金戻入」を示している。

このほか、旧雛形では「前期繰越金」をふくんで計算される最終差額を「当期純益金」と称していたが、いうまでもなく、これは「当期（純）利益」ではなく「当期末処分利益」である。そのことによりやく気づいたためであろうか、新雛形では、その最終差額を「当期利益金」（内 当期純益金）とした。「当期末処分利益」のことを「当期利益金」と称し、「当期（純）利益」のことを「当期純益金」と称したのである。甚だ姑息なかかる用語（同義語とってよい）の使い分けについては、当時からすでに批判（非難）があった。

この新雛形のような構造・様式の「損益計算書」は、その後も銀行の「損益計算書」として引き続き採用された。このユニークな「損益計算書」は、商法・「計算書類規則」の「損益計算書」の先駆となった。

## 8. 商法・「計算書類規則」の「損益計算書」批判

この銀行のいわゆる「損益計算書」と同じ構造・様式のもので、昭和三十八年三月になると、株主総会に「計算書類」を提出する全株式会社の「損益計算書」の法定様式として登場する。商法・「計算書類規則」がこれである。これは、容易ならぬことであった。

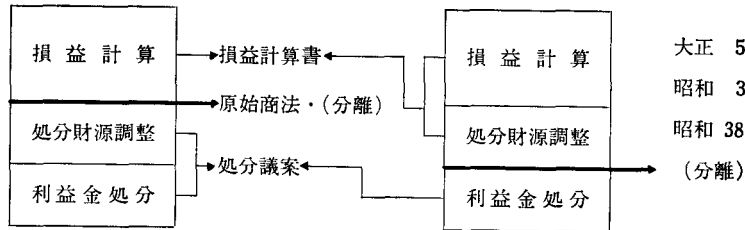
「計算書類規則」の「損益計算書」は、「経常損益」の部（当期業績主義損益計算）、「特別損益」の部（ここまでは包括主義損益計算）のほかに、「損益計算書」の最終末尾の部分に「処分財源調整計算」の部分をつまみこんでいる。なお、この部分（区分）についてはとくに名称はつけていない。「経常損益」・「特別損益」としたのであるから、そこ迄の「損益計算」と結合する領域として、「処分財源調整（計算）」とでもすればよさそうなのであるが。なにを考えているのか、このあたりの認識がどうもはっきりしていないようである。

商法・「計算書類規則」のいわゆる「損益計算書」は、「損益計算」の報告書ではない。「損益および処分財源調整結合計算書」である。その最終差額は、「当期利益」ではなく、「当期末処分利益」となっているが、これは当然である。

銀行法・新雛形の「損益計算書」と同じ構造・様式のこの「損益計算書」については、次の二つの点からみて、批判の余地が大きい。

その一、明治二十三年原始商法によって、「宣言型」・「損益および利益金処分結合計算書」がどのように変貌したかという点。これと関連して、「損益計算」・「処分財源調整計算」・「利益金処分計算」からなる「結合計算書」を分離する場合、「処分財源調整計算」の領域を、「損益計算」と結合するのか、それとも「利益金処分計算」と結合するのか、という問題が生ずる。

その二、「総勘定元帳」の勘定口座との結びつきはどうかという点。「残高勘定」(Balance



Account) から「貸借対照表」(Balance Sheet), 「損益勘定」(Profit and Loss Account) から「損益計算書」(Profit and Loss Account or Sheet), これには問題はない。しからば「当期末処分利益勘定」は、はたして如何。

### 9. 「処分財源調整計算」領域の分離と結合

問題の所在を明確にするため、簡単な構造図を上を示そう。

「処分財源調整計算」は、「資本計算」であって、「損益計算」ではない。したがって、「分離」し、かつ「結合」を考えるならば、それまでの「宣言型」・「結合計算書」を、原始商法の制定(明治二十三年)・一部実施(明治二十六年)により、日本郵船・小野田セメント等のように対処した方式(左図)がベターである。

ベストな対応策としては、筆者(久野)は、III. のように提案したい。

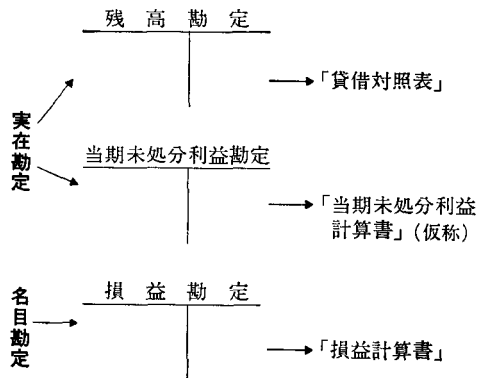
### 10. 「総勘定元帳」(会計記録)と「財務諸表」(会計報告)

「会計報告書」(Accounting Reports)とは、「会計記録」に直結して作成される。この場合、「会計記録」とは「総勘定元帳」にはかならず。「利益金処分議案」はもとより「会計報告書」ではない。取締役会の提案であり意見である。この「議案(提案)」は財務諸表ではないので、ここでは直接論じない。

結論を急ごう。「総勘定元帳」に開設され

る勘定口座との関連で、財務諸表の体系と種類は、右下の図のようになるべき等である。(A)は「資本計算」、(B)は「損益計算」である。

- (A) 残高勘定→「貸借対照表」  
当期末処分利益勘定→「当期末処分利益計算書」
- (B) 損益勘定→「損益計算書」(経常損益・特別損益)



### III. 第三の財務表・「当期末処分利益(金)計算書」(仮称)の提案

「処分財源調整計算」は、損益項目ではなくて資本項目の範疇に属する「当期末処分利益(未処分利益剰余金)」の増減として計算・記録される。当期末処分利益(金)勘定の記帳内容は、前期からの処分可能利益額としての繰越高が当期首の日付で貸方側に記録され、当期に入ってから開催された株主総会で利益金処分が確定するとともに、各処分額が借方側

当期末処分利益（金）

		(借方)		(貸方)	
(利益金処分)	(株主総会日)	利益準備金	20,000	期首 繰越高	350,000
		未払配当金	200,000		
		未払役員賞与金	20,000	期中 中間配当	
		任意積立金	30,000	積立金取崩高	15,000
	期中	未払中間配当金	20,000	期末 損益	370,000
	"	利益準備金	2,000		
	期末	繰越高	443,000		
	計	735,000	計	735,000	

に記録される。また当期中に中間配当積立金の取崩があれば、この勘定の貸方側に記録され、中間配当が確定すれば未払中間配当金額と利益準備金の積立額が借方側に記録される。当期末には損益勘定の貸借差額（純利益）が貸方側に記録され、当期末処分利益（金）勘定の貸借差額（処分可能利益額）が次期に繰越される。この勘定口座の期首、期中増減および期末残高は、上のおりである。

この勘定は、くりかえすようだが、損益計算勘定つまり簿記用語のいわゆる「名目勘定」ではなく、いわゆる「実在（体）勘定」である。この例での利益金処分後の残高つまり「前期繰越利益」(350,000円-20,000-200,000-20,000-30,000=80,000円)、中間配当積立金取崩高15,000円という処分財源のプラス項目および中間配当額20,000円、中間配当に伴う利益準備金の積立額2,000円という処分財源のマイナス項目は、ともにこの実在（体）勘定の増減要因であって、名目勘定の増減要因ではない。すなわち収益でもなければ損費でもない。これは簿記の常識である。

これらの処分財源調整の増減計算を「損益計算書」の末尾に追掲して損益計算領域と「結合」することは、原理的に誤りである。

貸借対照表・資本の部の末尾は、当期末処分利益（金）の期末残高443,000円が報告される。処分財源調整の増減計算をふくまない

「損益計算書」の最終末尾は、443,000円（当期末の処分可能利益）ではなく「当期（純）利益」の370,000円である。貸借対照表の資本の部の末尾の金額と損益計算書の最終末尾の金額とが符合しないと心配する向きもあるが（昭和62年5月21日の日本会計史学会研究報告で筆者はかかる質問を受けた）、強いて符合させる事もあるまいが、もしそれが心配なら、簡単には、貸借対照表の資本の部の末尾を「当期末処分利益443,000円（内、当期純利益370,000円）」とすればよい。この場合、「損益計算書」の最終末尾を「当期末処分利益××（内、当期純利益××）」とする昭和三年一月実施の銀行の法定損益計算書に準じたような構造・様式は、原理的に誤っている、すくなくとも好ましくはないと筆者（久野）はいいたいのである。

さらに、どうしても、処分財源調整計算の内容を開示したいというのなら、貸借対照表に注記すればよい。内訳欄を開設して挿記してもよからうし、脚注でもよからう。しかし、この開示が必要だとすれば、当期中に実施した利益金処分の内容も同時に開示することがよりのぞましい。「財務諸表等規則」は、現に「利益金処分計算書」を作成させているし、かつての「利益剰余金計算書」では、その冒頭の部分に前期未処分利益とその処分額を報告させた。ここまでののなら、貸借対照

表、損益計算書のいずれからも独立した「当期末処分利益(金)」の期首から期末までの増減の全部を包括した第三の財務表を考えざるを得ない。総勘定元帳(会計記録)の3勘定口座との関連を考えて財務諸表(会計報告)の種類・体系をととのえるという観点からみても、妥当であるように思う。この場合の「当期末処分利益(金)計算書」(仮称)は、次のとおりとなる。

#### 当期末処分利益(金)計算書

自 昭和63年4月1日 至 平成元年3月31日

	円	円
I. 前期末処分利益(金)		350,000
II. 利益(金)処分額		
1. 利益準備金	20,000	
2. 配当金	200,000	
3. 役員賞与金	20,000	
4. 任意積立金	30,000	△270,000
前期繰越利益(金)		80,000
III. 処分財源期中増加		
1. 中間配当積立金取崩高	15,000	
2. 何積立金戻入高	—	15,000
		95,000
IV. 処分財源期中減少高		
1. 中間配当金	20,000	
2. 利益準備金	2,000	△ 22,000
		73,000
V. 当期(純)利益(金)		370,000
当期末処分利益(金)		443,000

この「当期末処分利益(金)計算書」は、貸借対照表系列の会計報告書であって、損益計算書系列の会計報告書ではない。昭和三十八年三月制定の「計算書類規則」の変則的な「損益計算書」(損益および処分財源調整結合計算書)と歩調をとるために、当時の「財務諸表等規則」は、「損益および利益剰余金結合計算書」を作成する道をひらいた。当期業績主義損益計算書と、前期末処分利益およびその処分額の部分を脚注に移した利益剰余金計算書との結合である。そもそも利益剰余金計算書は、貸借対照表系列の資本増減計算書であ

る。その繰越利益増加高とは、当期業績主義によって損益計算から除外された、つまり損益計算というルート(パイ・パス)を通さない資本の直接的増加であり、同様に、繰越利益減少高とは、資本の直接的減少である。「損益計算書」と「利益剰余金計算書」との結合は、原理的にみて変則である。「計算書類規則」の変則的な「損益計算書」に迎合した変則的な措置であった。「企業会計原則」や「財務諸表等規則」の原理的な誤りの端緒はここにあった。現今では、「計算書類規則」に全面的に同調して、単に「損益計算書」と称し、大筋において両者ともまったく変わりのない「損益および処分財源調整結合計算書」を作らせているのである。このような有様では、企業会計原則・一般原則で「資本・利益区別の原則」といってみても、あるいは簿記の教育で各目勘定と実在(体)勘定の区分の重要性を強調してみても、およそ意味がないのではあるまいか。

#### IV. 「会計報告書」(Accounting Reports)に関する各国(英・米・独・日)の用語の比較

——これらの用語の基底にある基本的観念はなにか——

ここにいう「会計報告書」(Accounting Reports)とは「会計責任者が自己の「受託会計責任」(accountability)の推移を記録するための「会計記録」に基づいて作成した報告書類をいい、この「会計報告書」を委託者に提出し、その承認をうけることによって、自己の「受託会計責任」の解除を求めるための手段である。企業会計の計算・記録に即していえば、「損益計算」と「残(在)高計算」とから、各々、「損益計算書」と「貸借対照表」とが作成される。ともに「会計報告書」の中核をしめるものである。ただし、現在のわが国株式会社の損益計算書の制度的様式は、商

法・「計算書類規則」の場合も、またそれと歩調をあわせた「財務諸表等規則」の場合も、「損益計算」の領域に止まらず、「処分財源調整計算」という明らかに「資本計算」に属する計算領域をその末尾にふくんでおり、「損益計算」と「資本計算」とが結合した変則的なものになっている。

「貸借対照表」・「損益計算書」というわが国の用語の起源については、後回しとして、わが国に影響を与えた国々のうち、まず英国の場合から検討してみよう。

Balance Sheet と Profit and Loss Account という用語がポピュラーであろう。このほか、Statement of Assets and Liabilities あるいは Statement of Affairs という用語もある。Profit and Loss Sheet とはいわないようである。Balance Sheet は、もともと簿記領域のものであって、Balance Proof Sheet に由来するとみてよい。この「残高 (balance) の検証 (proof) のための表 (sheet)」は、総勘定元帳の末尾に「損益勘定口座」とともに開設される「残高勘定口座」に資産・負債・資本の諸勘定を振替える際の「検証表」であった。端的に言えば、振替えに際しての仕訳日記帳 (journal-day book) での個々の仕訳と転記の繁を避けて、直接的に「諸勘定口座」から「残高勘定口座」に振替えた場合の正確性の保証手段であった。Profit and Loss Account は、「損益勘定 (口座)」という意味にもなり、また、「損益計算書」という意味にもなる。さらに、Profit and Loss Account の Detailed Form は、損益計算・処分財源調整計算・利益金処分計算の悉くを網羅した「完全結合計算書」であり、その Published Form は、「利益金処分計算書」である。このように、Balance Sheet と Profit and Loss Account とが、二つの accounts 勘定 (口座) に由来するものであるから、両報告書のことを端的に、the Accounts とい

う。日本の「財務諸表」にあたる用語である。いかにもイタリヤ簿記の正統派継承者らしい用語法である。ただし、イングランドの場合では、「貸借対照表」は、「残高勘定 (閉鎖)」からではなく、「資本金 (主) 勘定 (期首)」から作成される。この資本金 (主) 勘定は、かつては、期首の開始仕訳に際して、

(借方)・諸資産勘定 / (貸方)・資本金 (主) 勘定

(借方)・資本金 (主) 勘定 / (貸方)・諸負債勘定

として転記したいいわゆる “itemized capital account” の様式であった。資本勘定口座の借方側には諸負債項目が、その貸方側には諸資産項目がそれぞれ揭示されることになる。かかる様式は、資本主を主格とする貸借の観念に完全に合致する。諸資産項目は簿記的には借方項目であり、諸負債項目は簿記的には貸方項目である。かかる貸借関係を反映した「残高 (閉鎖) 勘定」に即して作成される「貸借対照表」の様式が「大陸式」(Continental Form) であり、「資本金 (主) 勘定 (期首)」に即して作成される「貸借対照表」の様式が「英国式」(English Form) である。「英国式」貸借対照表の「借方側」に諸負債が報告されるのは、もとより負債が借方項目であるからではなく、「資本主が負債に対して (to) 借主 (方) debtor である」という発想に基づく。同様に、諸資産がその「貸方側」に報告されるのは、もとより資産が貸方項目であるからではなく、「資本主が資産により (by) 貸主 (方) creditor である」という発想に基づく。「英国式」の借方・貸方は資本主を主格とした貸借であり、「大陸式」の借方・貸方は勘定を主格とした貸借である。

なお蛇足ながら付け加える。英国の簿記では、ごく初期を除いて、大陸簿記の「開始残高勘定」を開設しないようになる。この「開始残高勘定」に代わるものが「資本金 (主) 勘定 (期首)」(ただし itemized capital account)

であった。「閉鎖残高勘定」は開設したが、「残高勘定」につき「閉鎖」・「開始」の区別を要しないので、ことさら「閉鎖残高勘定」とはいわず、ただ「残高勘定」(balance account)としている。

米国の場合を検討してみよう。前世紀の簿記書には、しばしば特徴的な勘定分類がみられる。「財務勘定」(Financial Account)と「活動(成果)勘定」(Business Operation Account)とである。この分類は、「实在(体)勘定」(Real Account)・「人名勘定」(Personal Account)・「名目勘定」(Nominal Account)の伝統的勘定分類とは、いささか異質のものであった。詳細な解析は、拙著『英米(加)古典簿記書の発展史的研究』(学習院学術研究叢書5)にゆずる。「財務勘定」といわず「第1次勘定」といい、また、「活動(成果)勘定」といわず「第2次勘定」といった事例もあった。いずれの場合も、特徴的なところは、「財務勘定」・「第1次勘定」には、現金、受取(支払)手形、および人名勘定(債権・債務)をふくめ、「活動(成果)勘定」・「第2次勘定」には、収益・費用の諸勘定のほかに商品勘定、船舶勘定、資本勘定等をふくんでいる。後の動態論者ワルプの勘定分類を彷彿たらしめるものがある。米国では、Balance Sheet という用語は一般的ではないし、また、Profit and Loss Account にいたっては、まずその事例は皆無といってよい。また、たまたま Balance Sheet (Sheets) という用語を用いた場合では、次のように、多義的に使い分けているのである。

trial balance (sheet) → 試算表  
working (balance) sheet → 精算表  
(true) balance sheet → 貸借対照表  
(カッコ内省略)

米語の Balance Sheet, とくに Balance Sheets といったり、Grand Balance Sheet

といっているような場合では、例外なく簿記の「精算表」を意味する。ブライアント・ストラットンの『初級簿記書』(Common School 版)を翻訳した福沢諭吉『帳合之法』(明治6年7月・7年7月)で「平均表」と訳したものの実態は、「貸借対照表」ではなく「精算表」である。「精算表」のことを米国では Balance Sheet の working form ともいう。

一般的には、Financial (Position) Statement と (Financial) Operation Statement である。前者が「貸借対照表」であり、後者が「損益計算書」である。ただしカッコの部分は省略することがある。前述の勘定分類ときわめて調和的である。この二つのステートメントから Financial Statements という用語ができていく。わが国の「財務諸表」という用語は、その翻訳語であり、昭和初期ごろから普及したもののようである。このほかに、Capital Statement と Income Statement という用語も一部には見られる。

ドイツの場合を検討してみよう。ドイツ語の Bilanz は、もともと「財産計算」と「損益計算」とを一体不離とみるところから発している。従って、Bilanzlehre 「ビランツの学問」を「貸借対照表論」と訳すのは誤りで、「財務諸表論」とするか「会計学(財務会計)」とすべきところである。そこで、貸借対照表と損益計算書とを区別して明確に表記しようとする場合は、Bilanz に限定的修飾語を冠して、一方を *Vormögensbilanz* 「財産ビランツ」とし、他を *Erfolgsbilanz* 「成果ビランツ」、*Ertragsbilanz* 「損益ビランツ」あるいは *Gewinn- und Verlustbilanz* 「収益・費用ビランツ」とする。かくして、*Schlussbilanz* 「決算ビランツ」は二つの部分からなり、その一つを「財産ビランツ」、他を「成果(損益)ビランツ」もしくは「収益・費用ビランツ」というのである。前者が「貸借対照表」であり、後者が「損益計算書」である



ことはいうまでもない。

わが国の「貸借対照表」・「損益計算書」の由来について述べる。

別著『財務諸表制度論』・『わが国財務諸表制度生成史の研究』等で述べたので、詳細にわたる実証はこれを省略する。

貸借対照表という用語は、もともとは、会計用語として用いられたものではない。もとより英語の *Balance Sheet*, ドイツ語の *Bilanz*, フランス語の *Bilan* 等の翻訳語ではない。明治二十三年三月制定の原始商法に由来する商法用語であった。第三十二条に「貸方借方ノ対照表」・「貸借対照表」として姿を現わす。この場合、「動産不動産及貸方借方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ」の規定を注目すべきである。

筆者（久野）の所説を実証する詳細にわたる資料は、すべて省略して結論を急ぐ。第三十二条にいう「特ニ設ケタル帳簿」とは、「財産目録帳」(*livre l'inventaire*) のことである。「貸方」とは、「当方の貸し」つまり「債権」(*actif, dette actif, dettes actives*) のことであり、「借方」とは、「当方の借り」つまり「債務」(*passif, dette passif, dettes passives*) のことである。すくなくとも商法用語の出発点としてはこうであった。原始商法以前にも「貸借勘定書」といった類似用語があり、商法の「貸借対照表」はこれに由来するという説もあるが、なんらの実証する資料が示されていない。要するに語呂あわせの当て推量である。原始商法の「貸方」・「借方」は、簿記用語のそれとは、えんもゆかりもない。「貸方」(負債・資本)と「借方」(資産)の「対照表」とあるので、原始商法の「貸借対照表」は、「英国式」の形式を予定しているといった途方もない珍説もあるが、馬鹿らしくて話にならぬ。原始商法以前では、会計報告実務に「貸借対照表」という用語はみられない。最もポピュラーなのは、「資産負債(勘定)表」・「有物(及ヒ)負債表」・「総勘定(書)」等

であった。

「損益計算書」は、明治三十二年三月の改正商法第九十条・第四号「損益計算書」に由来する。それまで最もポピュラーであった「損益表」という会計用語と、原始商法の「計算書」とを、たして2で割ったものである。

そこで、原始商法の第二百条の株主総会に提出する決算書類の冒頭にてくる「計算書」とはなにか、が問題となる。明治三十二年三月の改正商法の「商法修正案理由」では、いとも簡単に、「単ニ計算書トイフト雖トモ其損益ノ計算書ヲ指スモノナルコト疑ヲ容レサルヲ以テ」などと呑気なことをいっているが、果たしてそうか。極めて疑問である。結論を急ごう。今日の「計算書類」という商法用語がこの「計算書」に由来することは確かであるが、原始商法の決算書類の冒頭の第一号「計算書」は、「損益計算書」ではない。計算書類・第一号として「損益計算書」がでてくるなぞ想像もつかない。「計算書」とあるのは、今日いう「財務諸表」のことである。

最後に、原始商法・「計算書」は、「損益計算書」のほかに「剰余金計算書」もしくは「引当金計算書」をふくめた複合会計報告書であるという途方もない説がある。この論者がいう「剰余金計算書」というのは、日本郵船株式会社が創業以来作成・報告してきている「保険積立金勘定表」をさしており、「引当金計算書」といっているのは、同社の「大修繕積立金勘定表」をさしている。その根拠として、「(原始商法の計算書が)かかる複合会計報告書であることは、日本郵船株式会社の明治二十七年九月の決算報告書にみるとおりである」としている。

明治二十七年九月という日付に注目していただきたい。明治二十六年七月の原始商法の一部実施の後である。この会社は、明治十九年九月三十日の第一回決算以来、「損益勘定表」(損益および利益金処分結合計算書)、「保

「保険積立金勘定表」、「大修繕積立金勘定表」および「資産負債勘定表」（利益金処分済貸借対照表）を作成・報告してきた。そして、原始商法の一部実施に伴って、「資産負債勘定表」を「貸借対照表」（利益金処分前）と名称・内容を改め、さらに原始商法の「計算書」にあわせて「損益勘定表」（計算書第一）、「保険積立金勘定表」（計算書第二）、「大修繕積立金勘定表」（計算書第三）としたのである。この「計算書第一・二・三」は、明治二十七年九月に始まるのである。この論者の説は、完全に逆立ちしている。また、常識的に考えても、いかに代表的国策会社であるとはいえ、日本郵船株式会社という一会社に対する政府の措置（しかも特殊な措置）が、「商法」の一般規定に投影するなぞとは、思いも及ばぬところである。なお、この会社が、「保険積立金勘定表」および「大修繕積立金勘定表」を「損益勘定表」（計算書第一）と同系列のもとと考えて、それぞれ（計算書第二）・（計算書第三）としたことは、原理的には誤りである。これらの両積立金勘定表は、ともに「損益勘定表」（損益計算書）の系列に属するものではなく、「貸借対照表」の系列に属するものである。

さらに、若干の点を付記する。「大修繕積立金勘定表」は、その積立てが利益金処分によるものであるから、「引当金計算書」ではなく「剰余金計算書」である。また、先の論者は、これら二つの「剰余金計算書」が、毎年政府から交付される「補助金」の用途についての「会計報告書」であると解釈しているが、これもまた誤りである。これらの「両積立金」については、利益金処分に際して、所定のパーセンテージでその積立てを政府に強制されており、そのため創業以来長年月にわたって配当に当てる財源が皆無の状態であったので、政府は、年8%の配当を可能にするための「補助金」（88万円）を交付してきているのである。つまり、「補助金」は、最初からその用途がはっきりしている「配当補助金」であった。従って、「補助金」の用途についてそれを明らかにする必要はないのである。

「原始商法の〈計算書〉とは、明治政府の殖産興業政策の路線に乗っていた代表的国策会社である日本郵船株式会社に対して、政府が義務づけた三勘定表の立法措置に応ずるものであったのである」という論旨は、まったく成立する余地がない。